

事業主のみなさん！！

# 一般事業主行動計画の策定・届出はもう、お済みですか？

お早めに

少子化が急速に進む中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に社会全体で取り組むために、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律により、事業主の方には、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を労働局に届け出ることが求められています。（労働者数300人以下の企業については、現在は努力義務）

## 平成23年4月1日からは

一般事業主行動計画の策定・届出等の義務が、従業員301人以上企業から、従業員101人以上の企業へ拡大されます。 従業員101人から300人の事業主の方へ

富山県では、子育て支援・少子化対策条例により、従業員51人以上の企業に、一般事業主行動計画の策定が義務づけられます。

これらの企業は、平成23年3月末までに、一般事業主行動計画を策定し、速やかに富山労働局に届出いただくことが必要です。

計画期間が平成23年4月からの行動計画の策定届も、現在受理しています。

従業員50人以下の企業については努力義務です。行動計画を策定し子育てサポートに取り組むことで様々なメリットがありますので、是非お取り組みください！

## 行動計画を策定し、子育てサポートに取り組むことで

会社にとってこんなメリットが！

仕事も家庭も大事にしたいと希望する若者が増えており、**優秀な人材の確保・定着**につながります。

**社員の満足度が向上**し、メリハリのある働き方や**質の高い仕事**の仕方により**生産性の向上**が期待できます。

業務配分を見直す、仕事の進め方を見直すなど、**効率化を図るきっかけ**になります。

## 行動計画を策定しましょう 一般事業主行動計画 策定応援サイト

(岐阜労働局が策定したサイトにリンクしています)

12問の質問に答えることで、あなたの企業において考えられる行動計画の策定例を見ることができます。

## 行動計画の目標を達成し、一定の要件を満たす企業は、認定が受けられます！

アピールできた！  
封筒や自社商品に印刷し社内外にPR。

次世代認定マーク（愛称：くるみん）  
このマークは、「子育てサポートをしている企業」として認定を受けた企業が使用できます。



イメージアップした！  
学生から「いい会社だ」と応募があった。

知名度が上がった！  
ホームページなどでPR。  
マスコミにも紹介されました。